

○石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合規約

制定 平成12年5月15日石川県知事許可
改正 平成14年12月9日届出
平成16年2月27日石川県知事許可
平成17年10月3日石川県知事許可
平成18年1月31日石川県知事許可
平成19年3月26日石川県知事許可
平成20年6月1日石川県知事許可
平成22年2月10日石川県知事許可
平成23年3月10日届出
平成25年3月28日石川県知事許可

(組合の名称)

第1条 この組合は、石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、河北郡市広域事務組合、輪島市穴水町環境衛生施設組合、羽咋郡市広域圏事務組合、奥能登クリーン組合並びに七尾市及び中能登町（以下これらを「関係団体」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、関係団体が製造するごみ固形燃料を焼却する施設等の設置及び管理運営に関する事務を共同で処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、羽咋郡志賀町矢駄11字103番地に置く。

(組合の議会)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、18人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

河北郡市広域事務組合	4人
輪島市穴水町環境衛生施設組合	3人
羽咋郡市広域圏事務組合	4人
奥能登クリーン組合	3人
七尾市	3人
中能登町	1人

2 組合議員は、関係団体の議会において、その議会の議員のうちから選出する。

3 組合議員に欠員が生じたときは、その組合議員を選出した関係団体の議会は、直ちに補充しなければならない。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係団体の議員としての任期による。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長1人を選出する。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(組合の執行機関)

第8条 組合に、組合長、副組合長及び理事を置く。

2 組合長は、関係団体を構成する市町の長のうちから互選する。

3 副組合長は、ごみ固形燃料化施設を設置する関係団体の長のうちから組合長以外の者をもって充て、定数は、5人以内とする。

4 理事は、関係団体を構成する市町の長のうちから組合長及び副組合長以外の者をもって充て、定数は、7人以内とする。

5 組合長、副組合長及び理事の任期は、関係団体を構成する市町の長としての任期による。

(会計管理者)

第9条 組合の会計事務を処理するため、会計管理者を置く。

2 会計管理者は、組合長の補助機関である職員のうちから組合長が任命する。

(監査委員)

第10条 組合に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、組合長が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任された者にあつては4年とし、組合議員から選任された者にあつては組合議員の任期によるものとする。

(事務局)

第11条 組合に、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び所要の職員は、組合長が任免する。

4 事務局職員の定数は、条例で定める。

(経費の支弁方法)

第12条 組合の経費は、関係団体の負担金、手数料、寄附金、その他の収入をもって充てる。

2 前項の関係団体の負担金は、別表の定めるところにより関係団体が負担する。

3 第1項の関係団体の負担金は、関係団体の協議により、一の関係団体が他の関係団体の負担金を負担することができるものとする。

附 則

この規約は、石川県知事の許可の日から施行する。

附 則 (平成14年12月9日届出)

この規約は、石川県知事に届出の日から施行する。

附 則 (平成16年2月27日石川県知事許可)

この規約は、平成16年2月27日から施行する。

附 則 (平成17年10月3日石川県知事許可)

この規約は、平成17年10月3日から施行する。

附 則 (平成18年1月31日石川県知事許可)

この規約は、平成18年2月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日石川県知事許可)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月1日石川県知事許可)

この規約は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月10日石川県知事許可)

規約第5条第1項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年 3 月10日届出）

この規約は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月28日石川県知事許可）

この規約は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

別表（第12条関係）

経費区分	負 担 割 合	
建設費及び 組合運営費	基 本 割	5%
	処理人口割	45%
	処理実績割	50%
維持管理費	処理実績割	100%

備 考

- 1 基本割は、組合設立時に関係団体を構成していた24市町村で均等に負担するものとする。

なお、関係団体の基本割は、組合設立時の構成市町村数を乗じたものとする。

- 2 建設費及び組合運営費に対する処理人口割は、平成21年度までは関係団体の住民基本台帳人口（10月 1 日）とし、平成22年度以降は国勢調査結果に基づく、10月 1 日の県推計人口とする。

処理実績割は搬入実績とするが、平成22年度以降は関係団体からの搬入見込み量とし、各年度10月 1 日において実績に置き換えるものとする。

なお、予算編成に係る搬入見込み量は10月 1 日において、前年10月から当該年度 9 月までの搬入実績量を充て、次年度の建設費及び組合運営費の負担割合を補正する。

- 3 建設費及び組合運営費負担金にかかる精算は、平成29年度実績が確定したときに平成30年度に精算するものとする。

なお、輪島市穴水町環境衛生施設組合の処理実績割は、平成24年度において 1 年間の搬入実績が確定することから、平成21年度から平成23年度分の推計量を実績相当量に置き換え、平成25年度にその差額を精算するとともに、維持管理費負担金についても平成25年度に精算するものとする。